令和2年7月10日 第12209号

	岡 山 県	3	目次
L リ イ 幸	ļ ļ	3	○開発許可を受けた開発行為に関
目次	担当課(	(室)	0 "
:			
【告示】			○ 公共施設に係る開発行為に関する
〇 令和二年度自衛官第四次募集(自衛官候	危機管理課		完了
補生)			〇 落札者等の決定
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定	健康推進課		
〇 精神通院医療を担当する医療機関の指定	"		
の更新			
〇 精神通院医療を担当する医療機関の指定	"		
の辞退			
【公告】			
〇 岡山県職員の職務に係る倫理の保持に関	人事課		
する状況及び倫理の保持に関して講じた施			
策の公表			
〇 一般競争入札の実施	財産活用課		
〇 特定非営利活動法人の定款変更の認証の	県民生活交	通 課	
申請			
	"		
	II		
〇 飼料試験結果の公表	畜産課		
○ 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧	都市計画課		
〇 道路の位置の指定	建築指導課		
〇 二級建築士の免許の取消し	IJ		

# ◎岡山県告示第四百一号

省におい て採用する自衛官のうち自 衛官候補生の令和二年度募集の要領 は、 次

とおりである。

令和二年七月十日

 $\mathcal{O}$ 

岡山県知事 伊原木

太

二 応募資格

六十五号) 第三十 歳の者にあ に高等学校に在学し 採用予定月 0 ては、 0 -八条第一 日 て 1現在で、 ている者は、 同 日から起算し 項に規定する欠格条項に 者に限る。) 十八歳以上三十三歳未満 対象としない。 て三月を経過した日の  $\mathcal{O}$ 隊法 日 属する月 本国籍を有する者 (昭 和二十 0 翌月の 年法律第百 末日現在

三 受付期間

令和二年七月十日から同年八月二十日まで

四 採用試験種目

筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは 自 本部地域

事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

令和二年八月二十九日

七 試験場

岡山第二合同庁舎(岡山市北区下石井)

陸上自衛隊三軒屋駐屯地(岡山市北区宿

八 採用予定時

和二年九月下 旬、 同 年 月下 旬 又は令和三年三月下 旬 か 同年四月上旬までの

먑

九 その他

その 他詳 細 て は、 五. 0 志願 漂票の 武先及び提出先に V 合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

早衛隊岡山地方協力本部津山出張所

衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

:隊岡山地方協力本部岡山募集案内所:隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

○八六一四二二一七三五八○八六八一二二一五六三七

)八六六—二二—二三一四

〇八六一二二四一二八二四

ー 4 ページ https://www.mod.go.jp/pco/okayama/

◎岡山県告示第四百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指

令和二年七月十日

名

指定した医療機関

所

倉敷市上東六六〇-五

在 地

令和二年七月一日 指定年月日

岡 Щ 県 知 事 伊 原 木

隆 太

### 岡山県公報 第12209号 令和2年7月10日

# ◎岡山県告示第四百三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和二年七月十日

指定を更新した医療機関

名

株式会社服部薬局志戸部店

エスマイル薬局田町店

ワコー薬局

在 地

津山市志戸部六五一一六

津山市田町八六一四

所

**倉敷市水島東常盤町二—一六** 

更新年月日

令和二年七月一日 令和二年七月一日

令和二年七月一日

岡 Ш 県 知 事

伊 原 木 隆

太

### 岡山県公報 第12209号 令和2年7月10日

# ◎岡山県告示第四百四号

について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

令和二年七月十日

指定を辞退した医療機関

庄薬局

名

所 在 地

倉敷市上東六六○−五

辞退年月日

岡 Щ 県 知 事

伊 原 木

隆

太

令和二年六月三十日

平成三十一 公表する。 三〇九〕 理の 保持に関する状況及び 年四月一日 岡山県職員倫 から令和二年三月三十一 理条例 (平成十二年岡山県条例 倫理の保持に関し 日までの て講じた施策に 間における岡 第六号) 第四条の規定によ 山県職員の て、 次のとおり

令和二年七月十日

原

太

理の保持に関する状況

V 利害関係者と共に自己の 費用を負担 て飲食をすることに 0 九件

届

2 するかどうかにかかわらず、 利害関係者と共に、 自己の 遊技、 費用を負担し ゴ ルフ若し ない くは旅行をすることに で飲食をし、 自己 0  $\mathcal{O}$ 費用を負担 ての許可

3

一件につき五千円を超える贈与等又は報酬

支払を受けた件数

4 岡山県職員倫理条例及び岡 (平成十二年岡山県規則第百十三号)

規定に違反し たことによる懲戒処分の件数

理の保持に関して講じ た主な施策

各所属長に対 綱紀の  $\mathcal{O}$ 近上等に 9 て 通知し

2 お 職員倫理に関する講座を開催したこと。

3 不祥事件の 再発防止に向け 服務規律アド を任用し、 か

受けるとともに 綱紀粛正を図 ったこと。

札を実施する。 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に 次のとおり一 般競争入

令和二年七月十日

木

太

## 調達内容

購入等件名

岡山県庁分庁舎、丸の内会館及び小橋町庁舎で使用する電気の調達

(2)

入札説明書によ

(3)

令和2年10月

1日から令和5年9月30日ま

納入場所及び予定数量

344, 500kwh	岡山市中区小橋町一丁目1番25号	小橋町庁舎
318, 000kwh	岡山市北区内山下二丁目5番7号	丸の内会館
936, 000kwh	岡山市中区古京町一丁目7番36号	岡山県庁分庁舎
納入期間における使用予定電力量	所在地	施設名

## 5 入札方法

法に従って計算した, に付する 入札に当たっ  $\cap$ ては、 消費税額及び地方消費税の額を含めない金額を入札金額とする 施設ごとの参考総価金額の3施設分の3年分の合計金額で入札 (4)の3施設を -括で一入札単位とする。 入札説明書に示す方

- (6) みの街
- (4)の使用予定電力量は, 将来的な計画を考慮して設定 平成29年4月から令和2 している。 # 併 天候等に  $\omega$ 田 H での使用実績等 より変動する
- 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする

- 又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (物品の売買, 契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 年度において県が発注する物品の調達契約であ 「資格告示」 修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格, 定める 資格をいう。) (平成7年政令第372号) (令和2年岡山県告示第40 を得ている 資格審査の申請手
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4  $\mathcal{O}$ 項の規定に
- この公告の日から落札者が決定する の規定による入札参加の停止の措置を受け ·般競争入札 (条件付) 参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告 Ш での間において,
- 受けている者でないこ の公告の日から落札者が決定する 一般競争入札 (条件付) 参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を での間において,
- (5) なされている者 民事再生法 者又は会社更生法 (平成11年法律第225号) (再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を (平成14年法律第154号) に据べく 再生手続開始の申立 受け 4 200
- (昭和39年法律第170号) 2 条の 2 の規定に 9- $\mathcal{O}$
- 3 二酸化炭素排出係数 入札説明書で示す入札参加条件を満た (調整後排出係数), 未利用エネルギ 節電に関する
- 岡山県建設工事等 く指名除外の措置を

# 3 競争入札参加資格の申請手続

裕 告示に基づき令和2年8月 般競争入札への参加を希望する者で, 3日午後4時までに申請手続を行う 2(1)の資格を得ていないものは,  $\overset{\circ}{\vee}$ 

申請書の入手先,提出先及び申請に関する問い合わせ先

F700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁本庁舎2階)

電話 (086) 226-7538 (直通)

# 4 入札書の提出場所等

入札書の提出場所, 契約条項を示す場所, 入札説明書等の交付場所及び問い合わ

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課庁舎営繕班(岡山県庁本庁舎4階)

電話 (086) 226-7238 (直通)

# (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

## ア 交付期間

の午前9時から午後5時まで 条例(平成元年岡山県条例第 令和2年7 月10日 (金) から同年8 田  $\omega$ Ш 1項に規定する県の休日を除く。) (用) S (岡山県の休日を定める

## イ 交付方法

(1)の場所において交付する。 ダウンロ ドするる ことができ ° 岡山県総務部財産活用課のホー (https://www.pref.okayama.jp/soshiki

# (3) 入札及び開札の日時及び場所

Ш 午後5時) 令和2年8月21日 (金) 午後2時 (郵送等による 入札書の受領期限は, 同月20

岡山市北区内山下二丁目4番6

岡山県庁地下1階用度課入札室

# 5 入札者に要求される事項

外に, 般競争入札 般競争入札に参加を希望する者は, (条件付) 参加申出書及び入札説明書で指定する 入札書を4(3)の期限ま でに提出する以

田 Ш (月) 午後5時ま 点 で で 4(1)の場所に提出しなければならない。

者から説明を求めら れた場合は, 開札日の前日ま それに応じなければならない。 たの間において, 提出した書類等に関し契約担当

- 6 その街
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

i i

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8 号) 第131条及び第133条の規定による

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による

(4) 入札の無効

を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札 の公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 熊妶とする。 入札者に求められる

(5) 契約書作成の要否

囲

(6) 落札者の決定方法

で最低の価格をもっ 岡山県財務規則第137条第1項の規定に て有効な入札を行っ た者を落札者 より決定された予定価格の制限の範囲内 をもろ

(7) 契約における特約事項

当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があっ  $\wedge$ Ø ものとする。 た場合は, 県は, (1 の契約を

(8) その街

詳細は, 入札説明書による。

7 Summary

of the products be purchased

and Annex,

1,598,500kWh (3 years)

Japan

(2) Delivery period:

From 1 October, 2020 through 30 September, 2023

(3) Delivery place

Okayama Prefectural Government Office Annex

l — 7 — 36 Furugyo — cho, Naka — ku, Okayama — shi

Marunouchi Hall

2-5-7 Uchisange, Kita-ku, Okayama-

Kobashi-cho Office

1 − 1 −25 Kobashi −cho, Naka−ku, Okayama−shi

(4) Time limit for tender :

21 August,

2020 (by

5:00

P. M.

20 August,

2020)

(5) Contact point for the notice

Department of General Affairs, 0kayama

Prefectural Government 2-4-6 Uchisange,

-ku,

0kayama—

Okayama—

-ken,

700 - 8570

TEL 086-226-7238 (direct dialing)

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四 項の 規定によ

のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

申請のあった年月日

令和二年七月一日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名

特定非営利活動法人ハッピーハウ

三 代表者の氏名

阿藤 宅雄

四 主たる事務所の所在地

浅口市鴨方町地頭上五六二

五 定款に記載された目的

この法人は、 精神障がい (児) と知的障がい者 (以下

に対 し就労の場を提供  $\mathcal{O}$ ある人達と家族が住みなれた地域の中でいきいき

と安心し て自立・共生することを目指す事業等を行い 域に障がい者支援活動の

を求め、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動  $\mathcal{O}$ 

会議に関する事項

的に支援するため

の法律に基づく障害福祉サ

ビス事業及び児童福祉法に基づく障害

〔三一二〕特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四 項の 規定によ

のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆

太

申請のあった年月<sub>日</sub>

令和二年七月三日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名

特定非営利活動法人笠岡を元気にする会

三 代表者の氏名

相 木 義 和

主たる事務所の所在地

兀

笠岡市四番町三番地二〇号

五 定款に記載された目的

この法人は、 不特定多数の市民、 団体の活動支援に関する事業を行 笠岡市

元気さを一層力強く前進させるとともに、 日常生活及び社会生活を総合

い生活の安定及び福祉の 向 上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活 事業の種類及びその他事業に関

する事項

〔三一三〕特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四 項の 規定によ

次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年七月十日

尚山県知事 伊 原 木 隆

太

申請のあった年月日

令和二年七月三日

一 申請に係る特定非営利活動法人の

特定非営利活動法人岡山マインド

三 代表者の氏名

多田 伸志

主たる事務所の所在地

兀

**倉敷市真備町箭田一六七九番地二** 

五 定款に記載された目的

活動等の事業を行 にある方々に対し この法人は心の な地域をつくることを目的とする。 て、 「病」をかかえた当事者・家族、 地域で暮らすため  $\overline{\mathcal{O}}$ をかかえた当事者による自助 の多様な生活支援 その他さまざまな に支えあ 交流 0 就労活動等を

次 変更する事項

会議に関する事項

五号)第五十六条第一項の規定により令和二年五月に収去した飼料の試験結果の概要は、 三四四 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十

次のとおりである。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
中国物産株式会社笠岡工場 岡山県倉敷市笠岡2369番地の29	同 左	和牛繁殖マッシュ	令和2年4月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, りん, TDN	無
西日本飼料株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目6番地3	同左	乳牛用飼育配合飼料 BCミックス	令和2年5月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, りん, TDN	無
日清オイリオグループ株式会社水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目 2番地	同 左	脱脂大豆	令和2年4月	粗たん白質、粗繊維	無
中部飼料株式会社水島工場 岡山県倉敷市水島海岸通三丁目1番地3	同 左	マル中印幼令牛育成用・肉用牛肥育 用配合飼料 αプラス育成	令和2年4月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, りん, TDN	無
JA西日本くみあい飼料株式会社倉敷工場 岡山県倉敷市玉島乙島字新湊8265番地	同左	くみあい配合飼料 育成用もりもりプラス	令和2年4月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, りん, TDN	無
株式会社 J ーオイルミルズ倉敷工場 岡山県倉敷市玉島乙島字新湊 8 2 6 6 番地	同 左	J-オイルミルズ大豆ミール	令和2年5月	粗たん白質、粗繊維	無
日本農産工業株式会社水島工場岡山県倉敷市児島塩生2767番地32	同左	ノーサン印若令牛育成用配合飼料 ニューグロアー	令和2年4月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, りん, TDN	無
加藤製油株式会社岡山工場 岡山県玉野市築港五丁目8番1号	同 左	脱脂大豆	令和2年5月	粗たん白質、粗繊維	無
フタバ飼料株式会社 岡山県岡山市東区瀬戸町万富1057番地1	同左	子牛前期	令和2年4月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, りん, TDN	無

の送付を受けたので、 から矢掛都市計画伝統的建造物群保存地区についての都市計画の決定に係る図書の写し [三一五] 都市計画法 同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供す (昭和四十三年法律第百号) 第二十条第一 項の規定により矢掛町

令和二年七月十日

山県知事

伊 原 木

太

画伝統的建造物群保存地区

都市計画

 $\mathcal{O}$ 

都市計画の決定年月日

令和二年六月二十九

 $\equiv$ 

岡山県土木部都市局 都市計画課

なお、 原本は、 矢掛町建設課におい て縦覧に供する。

(昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一 項第五号の規定

により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県備中県民局建設部管理課におい

.

令和二年七月十日

岡山県知事	
伊 原 木	
隆	
太	

令和二年七月一日 岡山県指令備中局	指 定 年 月 日
八番四地先道四、二九五八番四地先水路、二九五井原市西江原町字立戸二九五八番	道路の位置
五 · ○	道路の幅員
五 〇 〇 二 八 · 二 〇	(メートル) (メートル) 道路の幅員 道路の延長

[三一七] 建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号) 第九条第一 項の規定により、

建築士の免許の取消しを行った。

令和二年七月十日

太

专加二再七月七日

その者 二級建築士又は木造建

士の別及びその者の登録番号

二級建築士

第三一八四号

免許の取消しの理由

相続人から、 当該二級建築士が死亡した旨の 届出があったため

次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年七月十日

伊 原 木 隆

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市門田字荒神一

株式会社リリ

知昭

許可を受けた者の所在地、

名称及び代表者の氏名

岡山県指令建指第三〇八号

三九 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年七月十日

岡山県知事 伊原木

太

総社市秦字藤ノ木三四三ーー開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

総土市新本一○二三—三

i

倉敷市真備町辻田一○一三—二三

許可番号 三笘 惠子

三

岡山県指令建指第一四号

[三二〇] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年七月十日

開発区域又は工区に含まれる地域の 名称

> 伊 原

> 木

太

総社市清音軽部字八幡前一 — 五二 一

許可を受けた者の住所及び氏名

タス二E号室

三晃

許可番号

岡山県指令建指第三三号

Ŧī.

許可番号

る開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ 公共施設に関する工事が完了した。

令和二年七月十日

伊 原 木 隆 太

開発区域又は工区に含まれる地域 の名称

総社市門 田字荒神

公共施設の種類

三 開発登録簿記載 位置及び区域  $\mathcal{O}$ とお

岡山県土木部都市局建築指導課におい

閲覧に供する。)

兀 許可を受けた者の所 在 地、

市門田一

知昭

岡山県指令建指第三〇八号

年政令第三百七十二号) 地方公共団体 に基づき、 の物品等又は特定役務の調達手続 特定調達契約につき、 次 の特例を定める政令 のとおり落札者等を決定し (平成七

73

令和二年七月十日

名称及び数量

岡山県知事 伊原

木

太

県教育委員会における 7 イク 口 ソ 社教育機関向 けライセ ンスプ 口 グラム

一式

一 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総合教育センター

加賀郡吉備中央町吉川七五四五-

三 落札者を決定した日

令和二年六月二日

四 落札者の氏名及び住所

ン株式会社販売事業本部岡山支社岡山第二営業部

岡山市北区下中野二三六一六

五 落札金額

(うち消費税額及び地方消費税の額三、 四四八、

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和二年四月二十一日